

千葉県中小企業診断助言等専門家派遣事業に係る専門家取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、千葉県中小企業診断助言等専門家派遣事業実施要領（以下「専門家派遣実施要領」と言う。）第3条の規定に基づき、専門家の募集等に関して必要な事項を規定する。

(専門家の申請要件)

第2条 専門家の資格は、次のいずれかに該当し、かつ中小企業者等の診断・助言に係るニーズに対応する能力と意欲を有する者とする。

- (1) 中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士、品質マネジメントシステム審査員（補）、環境マネジメントシステム審査員（補）等の中小企業支援に必要な公的な資格を有し、かつ原則として3カ年分各年度の中小企業の支援実績があること
- (2) 大学、短期大学又は高等専門学校において、教官・教員としての実務経験が5年以上ある者であること
- (3) 博士、修士の学位を授与された者であること
- (4) 専門とする分野の業務に概ね5年以上の実務経験を有する者であること
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識と経験を有すると認められる者であること

2 ただし、第8条の規定による、取消しを受けた者については、専門家申請をできないものとする。

(専門家の募集)

第3条 公益財団法人千葉県産業振興センター（以下「センター」と言う。）は、前条の要件を満たした専門家を、別に定める方法にて募集する。

(専門家の申請)

第4条 前条に基づき応募する者は、専門家申請書(様式1)を申請のうえ、支援実績、専門性を有することを明らかにする書類等をセンターに提出しなければならない。

(専門家の審査)

第5条 センターは、第4条の規定による申請等によって得た情報について、事前に面談等を行い、専門家の申請事項及び資格の合致を確認するものとする。資格が合致した者については、専門家の申請を受理する。合致しない者は、専門家の申請を受理しない。なお、専門家の申請を受理した者への面談を実施する時期は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める有資格者は当該専門家からの申請があった年度に原則実施する。なお、第9条に定める専門家の申請有効期間後以降も申請書の提出があった場合は、資格証明を提出することにより、面談は不要とする。ただし、専門家登録区分の変更等確認を要する場合は面談を実施する。

- (2) 前号以外の者は、専門家派遣実施要領第4条に規定する派遣専門家の選定の前に面談を実施する。
- (3) その他、必要に応じて面談を実施する。

(専門家の申請内容変更)

第6条 専門家は、受理された専門家申請内容を変更するときは専門家申請内容変更届（様式2）をセンターに提出するものとする。

(専門家の申請取下げ)

第7条 専門家は、やむを得ない事由があるときは、受理された専門家申請の取下げを申し出ることができる。

- 2 受理された専門家申請の取り下げを希望する者は、専門家申請取下げ届（様式3）をセンターに提出するものとする。
- 3 センターは、専門家申請取下げ届（様式3）の提出を受けたときは、内容を確認のうえ受領するとともに速やかに当該専門家の申請を取り下げるものとする。

(専門家の申請取消し)

第8条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理された専門家の申請を取り消すとともに今後一切の申請を受け付けないものとする。

- (1) 専門家派遣実施要領第5条第1項の規定に違反した場合。
 - (2) 専門家派遣事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合。
 - (3) 心身の故障のため、支援業務に堪えられないと認められる場合。
 - (4) 申請内容に虚偽があった場合。
 - (5) センターまたは専門家派遣事業の信用を著しく傷つけた若しくはそのおそれがあると認められる場合。
 - (6) 重大な法令違反や公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められた場合。
 - (7) 専門家から取り消しの申請が提出された場合。
 - (8) その他、専門家派遣事業の運営上、取り消す必要が生じた場合。
- 2 センターは、専門家の取消を行ったときは専門家申請取消し決定通知書（様式4）をもって当該専門家に通知するものとする。

(専門家の申請有効期間)

第9条 受理した専門家申請の有効期間は原則として受理した当該年度の翌年度から翌々年度末（最大2年間）までとする。ただし、期中から有効とする申請を期中に受理した場合は、有効期間は受理した年度から翌年度末までとする。

(その他)

第10条 センターは、この取扱基準に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項を別に定める。

(附則)

この基準は、平成14年3月22日から施行する。

(附則)

平成18年4月1日 一部改正

(附則)

平成20年4月1日 一部改正

(附則)

平成25年4月1日 一部改正

(附則)

平成31年4月1日 一部改正

(附則)

令和4年4月1日 一部改正

施行前に申請されたものについては、なお従前の例による。

(附則)

令和4年11月1日 一部改正

(附則)

令和5年10月1日 一部改正